過労死等の問題点

愛知学院大学法務支援センター教授(弁護士) 國田 武二郎

Q:電通の新入女性社員が平成27年12月に過労で自殺したことが問題になっていますが、過労死等の問題点はどのような点ですか。

A:過労死とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務に おける強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾 患のことをいいます。厚牛労働省によると長時間労働やストレスが原 因でうつ病などの精神疾患を発症し、自殺に追い込まれた件数は、未 遂も含めて2015年度に93件、14年度に99件が労災認定され ています。とりわけ、長時間労働が常態化して、過労やうつ病になっ ていくケースが多く、深刻な社会問題となっています。労働基準法 32条では、使用者は労働者に対して「週40時間を越えて労働させ てはならない」「一日8時間を越えて労働させてはならない」と定め ています。この規定に違反した場合、使用者は6ヶ月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処せられます。両罰規定で法人も30万円以下 の罰金に処せられます。もっとも、労働基準法36条は、使用者と労 働者が協定を結び、労働基準監督署に届け出れば、労働時間を延長し、 休日に労働させることもできます。これを、条文に因んで「三六(サ ブロク)協定」といいます。しかし、この協定にも一応の上限があり、 一般労働者の場合、時間外労働の上限は月45時間、年360時間と 定められています。しかしお、ここにも抜け穴があり、「特別条項付 き協定」を労使で結んでおけば、この上限を超えて働かせることがで きます。電力や運輸関係会社の社員が、事故が起きれば徹夜で普及作 業させなくてはならない、というのが典型的な例ですが、「納期が迫 る」、「大きなクレームに対処」など通常業務にも広く認められている のが実態です。

いわゆる過労死ラインといわれるのは、1か月間100時間または2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働とされています。今般、国は、罰則付きの残業規制の導入を進める中で、繁忙期の上限を月100時間未満、年720時間とするようですが、月80時間あるいは月60時間とすべきであるという声も根強くあります。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因であり、過労死等の防止のためにも、長時間労働の削減が差し迫った課題となっています。

(AGULS 第 14 号 (2018/09/25) 掲載)